

郵送手続の開始

- 平成26年10月1日から郵送手続が開始されます
- 申請手続の「一部」で郵送手続が可能になります。
- 手続前には、最寄りの警察署へ必ず電話連絡してください
- 郵送手続が可能なものや手続方法は次のとおりです。

郵送手続が可能な申請等

- 猟銃等講習会（初心者講習及び経験者講習）の受講申込み（事前に要電話予約）
- 技能教習の受講申込み（事前に要電話予約）
- 猟銃用火薬類等の譲受けの許可申請書と同許可証の受領（教習資格者のみ）
- 技能講習通知書及び技能講習修了証明書の受領
- 猟銃・空気銃所持許可証の受領（新規所持者のみ）
- 講習修了証明書、教習資格認定証、技能講習修了証明書の書換え又は再交付の申請

各種申請の手続方法

1 講習受講申込み要領

- ① 管轄の警察署へ電話で受講予約→②へ
- ② 受講申込書1部（写真添付）、手数料納付書（県証紙添付）作成→③へ
- ③ 作成した申込書と手数料納付書を管轄警察署へ簡易書留にて郵送→完了

※注意点

その1～猟銃等講習会申込みの場合

- ・ まずは最寄りの警察署へ電話予約
- ・ 申請書は、開催日「10日前必着」を厳守！！
- ・ 講習用教材が配付されますので、切手貼付（簡易書留分）の返信用封筒（教材が入るもの）を同封してください。
- ・ 教材の事前配付が不要な方は、返信用封筒の同封は不要です。

その2～技能講習申込みの場合

- ・ まずは最寄りの警察署へ電話予約！
- ・ 申請書は、開催日「20日前必着」を厳守！！
- ・ 申請が受理されると、受講者の皆様には「技能講習通知書」が交付されますので、郵送を希望される場合は切手貼付（簡易書留分）の返信用封筒を同封してください。

2 修了証明書等の受領

各種修了証明書等の郵送を希望される方は

- ・ 教習資格認定書の場合は認定結果の電話連絡を受けた際
- ・ 技能講習修了証明書の場合は合格した旨の電話連絡を受けた際
- ・ 猟銃・空気銃所持許可証（新規）がおりた旨の電話連絡を受けた際

に、担当者に対して「郵送を希望する」旨を伝えるとともに、管轄する警察署に切手貼付（簡易書留分）の返信用封筒を郵送してください。

3 猟銃用火薬類等の譲受けの申請と同許可証の受領（教習資格者のみ）

教習資格者認定を受けられた方で、猟銃用火薬類等の譲受けの申請の郵送申請を希望される場合は、警察署の担当者から教習資格認定の電話連絡を受けた際に、「猟銃用火薬類等の譲受けの申請の郵送手続を希望する」旨の伝えてください。

そして、申請書1部、手数料納付書（県証紙添付）、切手貼付（簡易書留分）の返信用封筒を郵送してください。

※ 注意点

猟銃用火薬類等の譲受けの申請を郵送手続とした場合、「教習資格認定証」は「猟銃用火薬類等の譲受許可証」と一緒に交付されることとなりますのでご了承ください。

4 修了証明書等の書換え又は再交付

講習修了証明書、教習資格認定証、技能講習修了証明書の書換え又は再交付申請の郵送申請を希望される場合は、申請書1部、各種変更事項を証明する資料（戸籍謄本等）、切手貼付（簡易書留分）の返信用封筒を郵送してください。

注意事項

- 皆様から警察署あるいは警察署から皆様に郵送する際に、一般的に「簡易書留」での郵送となりますのでご理解とご協力をお願いします。
- 一部申請においては「県証紙貼付の納付書」（手数料納付書）を同封させていただくことになりますので、金額に誤りがないよう十分注意をお願いします。
- 県証紙を貼付する「手数料納付書」を含め、各種申請用書類は県警ホームページでダウンロードできます。
- 不明な点があれば、最寄りの警察署へお問い合わせください。



岩手県警察本部生活安全部生活環境課

019-653-0110